第七十四条第一項において準用する第二十一条第一項	法第百三十四条の規定による年金たる給付及び一時金たる給付	加入員番号	基礎年金番号
第七十四条第一項において準用する第二十一条第一項	法第百三十四条の規定による年金たる給付及び一時金たる給付	遺族給付金の	基金中途脱退者及び解散基金加入員の死亡を支給理由として支給する一時金たる給付の
第七十四条第一項において準用する第二十一条第一項第一号	遺族給付金（令第二十六条第一項に規定する遺族給付金をいう。以下同じ。）	加入員番号	基礎年金番号
第七十四条第一項において準用する第二十一条第一項第三号	令	遺族給付金の	基金中途脱退者及び解散基金加入員の死亡を支給理由として支給する一時金たる給付の
第七十四条第一項において準用する第二十一条第三項ハ	令	加入員番号	基礎年金番号
第七十四条第一項において準用する第二十七条第一項	法第百七十四条において準用する法	加入員又は加入員であつた者	基金中途脱退者又は解散基金加入員（平成二十五年改正法附則第四十二条第三項若しくは第四十三条第三項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定により
第七十四条第一項において準用する第三十七条の二第一項	第七十四条第一項において準用する第三十条の四	第七十四条第一項において準用する第三十三条	第七十四条第一項において準用する第三十四条
		脱退一時金相当額等の額	法第百四十四条第三項若しくは第百六十六条第一項第一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）に加入していた者であつて、平成二十五年改正法附則第三十二条第一項の規定により基金が解散したものに係る脱退一時金相当額（当該基金の解散に伴い支給されるものに限る。）又は残余財産の額（当該基金の解散に伴い支給されるものに限る。）の算定の基礎となる加入員の標準報酬月額及び加入員であつた期間並びに当該基金の解散に伴い支給される脱退一時金相当額又は残余財産の額の算定の方法その他の当該基金の解散に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
		令第三十条第一項第三号	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第三十条第一項第三号
		令第三十条第一項第四号	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第三十条第一項第四号
		法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
		五月以内	三月以内